

5 財政指標

三鷹市は、「創造的な自治体経営」を目指し、「三鷹市行財政改革アクションプラン 2010」で設定した主要財政指標の目標達成を図りながら、行財政改革の推進など経営改善に取り組んでいます。ここでは、「三鷹市行財政改革アクションプラン 2010」で設定した主要財政指標の過去 10 年間の推移と近隣市との比較等を行います。

(1) 経常収支比率 <目標値 概ね 80%台を維持>

ア 経常収支比率とは

財政構造の弾力性を示す指標として用いられる経常収支比率⁹は、一般に都市部にあっては 70%～80%が適当とされ、80%を超えると財政が硬直化してきているとされています。

経常収支比率は、人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方譲与税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されたかをみる指標で、分子の経常経費に充当された一般財源より、分母の経常的な一般財源が大きいため、100%を下回るのが通常です。この比率が低いほど臨時の財政需要に対して対応できる余裕をもつことになり、財政構造に弾力性があることを意味します。

近年、都市部の自治体では、施設建設が進むなど一定の都市基盤整備が整い、維持管理経費が中心となるため経常経費が上昇する傾向があるうえ、不況や国の政策減税などによる市税収入の低迷などから、80%を超える状況が続いています。

イ 経常収支比率の推移（【図 - 4】）

三鷹市における推移を見ると、市税収入及び利子割交付金の大幅な減により、平成 8 年度には 91.6%と、90%を超すこととなりましたが、厳しい財政状況の中で人件費の削減や事業見直しなど経常経費の抑制に取り組んだ結果、目標とする「80%の維持」を果たしております。また、平成 14 年度は、臨時財政対策債を活用した市債の実質的な低金利債への借換え（10 億 6,800 万円）を行ったことから、84.7%と前年度を 2 ポイント下回りました。なお、この要因を除いて試算した数値は 87.2%となっています。

ウ 平成 17 年度の経常収支比率 <87.2% 前年度比 0.4 ポイント>

比率算定において分母となる「経常一般財源等」は、市税及び株式譲渡所得割交付金などが増となったことなどにより、11 億 430 万円(3.1%)の増となりました。一方で、分子となる「経常経費充当一般財源」は、人件費の減はあるものの、基幹システム関係費やごみ収集委託関係費の増などによる物件費の増や老人医療特別会計繰出金の増（経常分）などにより、全体で 8 億 714 万 2 千円（2.6%）の増となりました。

⁹ 算出方法

$$\text{経常収支比率（％）} = \frac{A}{B + C + D} \times 100$$

平成 13 年度から、減税補てん債及び臨時財政対策債を経常一般財源等に加えることになりました。

A 経常経費充当一般財源等（人件費等の毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源）

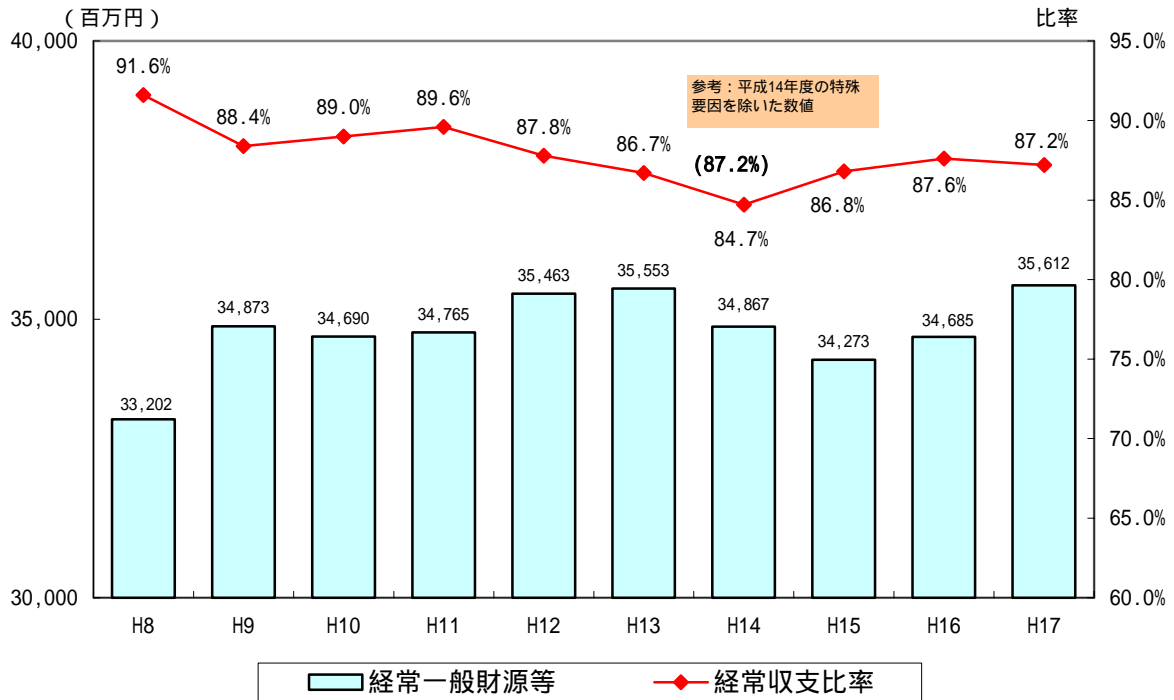
B 経常一般財源等（地方税等の毎年度経常的に収入される一般財源）

C 減税補てん債

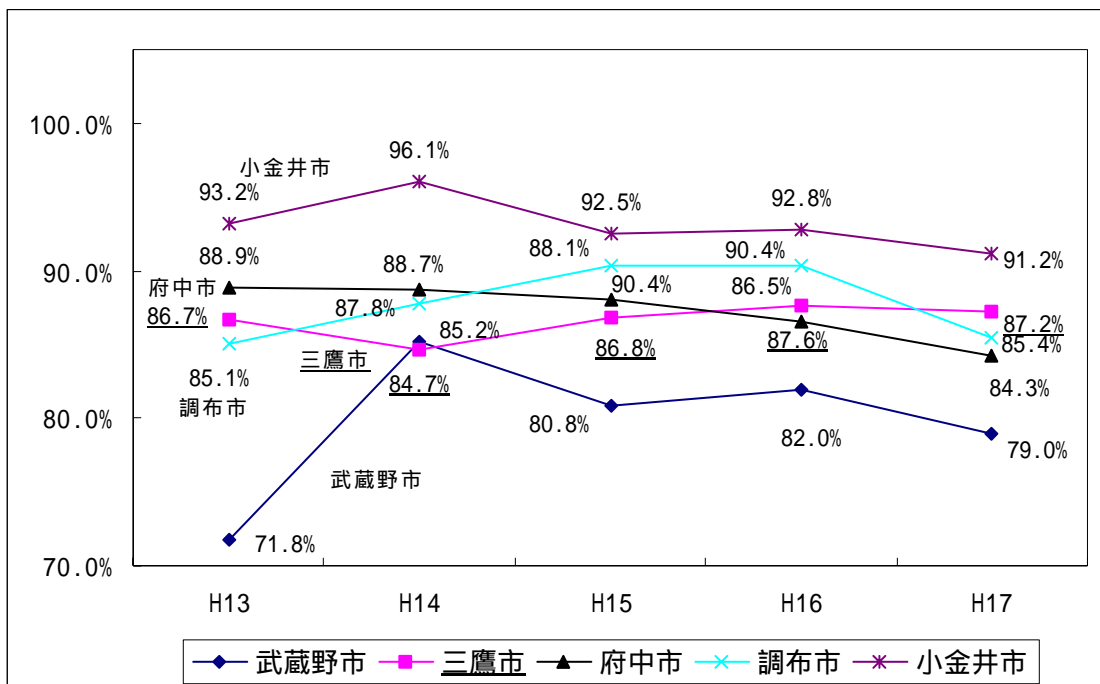
D 臨時財政対策債

なお、「三位一体の改革」においては、国庫補助負担金の廃止・削減等が1億1,836万2千円である一方、暫定的な税源移譲措置である所得譲与税の増が3億1,625万3千円であり、本市への影響は差引きで1億9,789万1千円のプラスとなりました。こうしたことなども経常収支比率の低下につながることとなりました。

【図 - 4】三鷹市経常収支比率の推移



【図 - 5】近隣市経常収支比率の比較



(2) 公債費(準公債費)比率

<目標値 公債費(準公債費)比率 概ね13%(17%)を超えないこと>

ア 公債費(準公債費)比率とは

公債費比率¹⁰とは、標準財政規模に占める地方債の元利償還金(公債費)に充当された一般財源等の割合をいいます。また、公債費比率の分子に、債務負担行為を設定した実質的な債務に係る支出額を加算した比率を、準公債費比率と呼んでいます。

公債費(準公債費)比率の値が大きいほど、借金返済のための割合が高くなり、他の事業に充てる財源の割合が低くなることを意味しており、財政構造の健全性を維持するためには、公債費比率が10%を超えないことが望ましいとされています。

イ 公債費比率の推移(【図 - 6】)

平成8年度以降も引き続き公債費が増え、公債費比率が10%を超える状況が続きました。これは、平成3年度からの普通建設事業費の財源として地方債の借入額が増加し、その元金償還が始まるとともに、分母である市税収入の低迷を反映した標準財政規模が伸び悩んだことが主な要因です。その後、市債発行の抑制と繰上償還等により、後年度負担の抑制に努めた結果、平成12年度以後は再び10%を下回る状況が続きましたが、平成15年度に引き継いだ武三保組合債の償還などにより、平成16年度以降は再び10%台となり、平成17年度は10.2%となっています。

なお、この平成17年度が公債費のピークにあたり、近年、市債の発行額の抑制を図ったことや繰上償還の実施を反映して、公債費の支出は次第に低下していくものと見込んでいます。

ウ 平成17年度の公債費(準公債費)比率 <10.2%(13.2%) 前年度比+0.2ポイント>

平成17年度は、公債費の増により、公債費比率は0.2ポイント上昇し10.2%となりました。また、市が土地開発公社に取得を依頼した用地の取得経費(公社の長期借入金)など、債務負担行為を設定した支出額は減少を続けていますが、公債費の増が影響し、13.2%となりました。

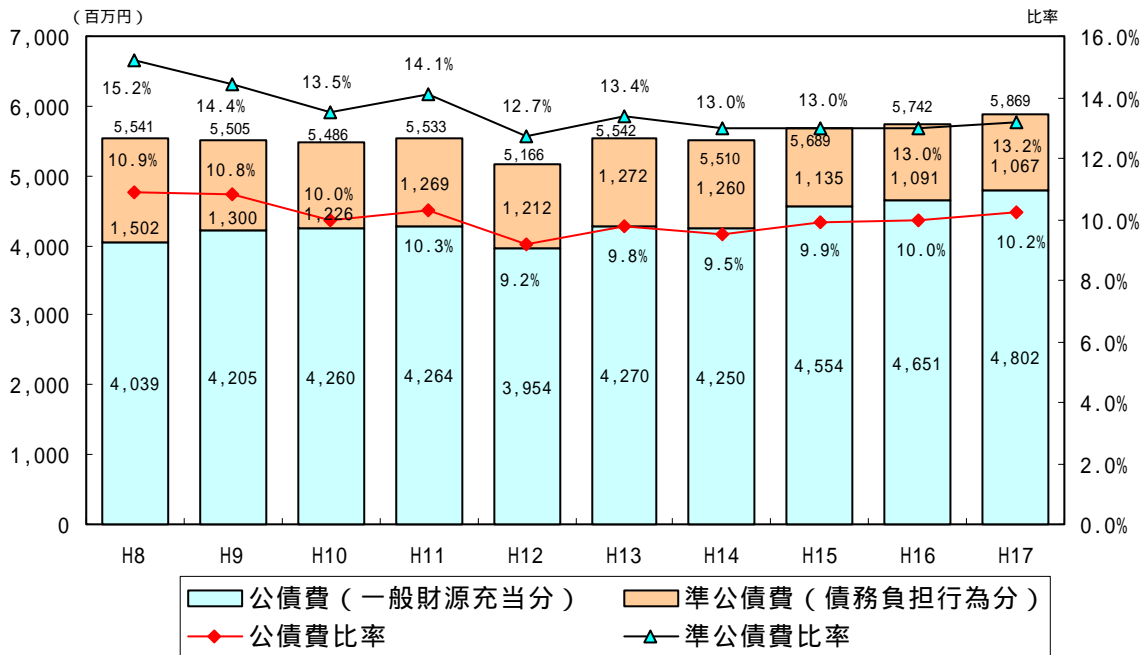
なお、平成17年度から新たな財政指標として、実質公債費比率が加わり、単年度では13.3%(3か年平均では13.1%)となっています。公営企業会計への繰出金に含まれる公債費相当分などが加わるため、公債費比率よりも高い数値となっています。今後の公債費に関する指標において、実質公債費比率は主要な指標になるものと考えられます。

¹⁰ 算出方法

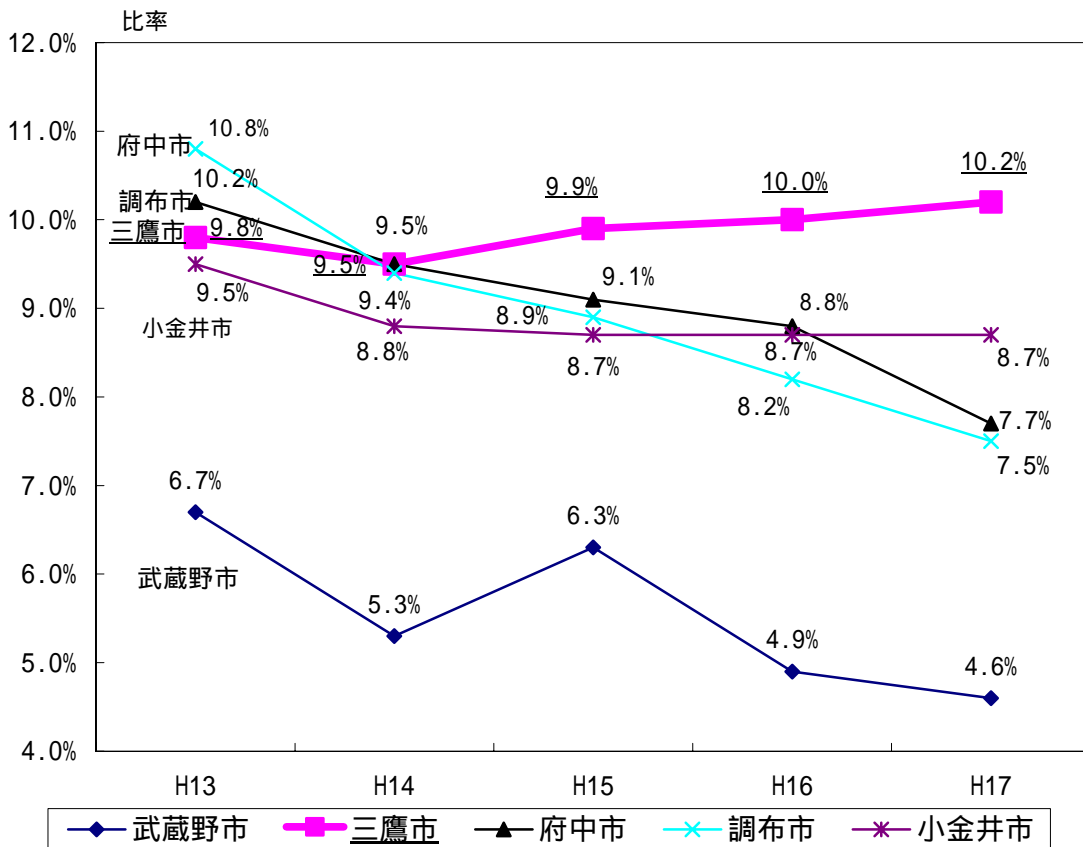
$$\text{公債費比率(\%)} = \frac{A - B - C}{D + E - C} \times 100$$

- A 普通会計にかかる元利償還金(繰上償還等除く)
- B 元利償還金に充当された特定財源
- C 普通地方交付税の標準財政需要額に算入された公債費
- D 標準財政規模
- E 臨時財政対策債発行可能額

【図 - 6】三鷹市公債費（準公債費）比率の推移



【図 - 7】近隣市公債費比率の比較



(3) 人件費比率 <目標値 概ね 25%を超えないこと>

ア 人件費比率とは

人件費は、報酬、給料、職員手当等、勤労の対価として支払われる経費のことをいい、歳出決算に占める構成比率を人件費比率¹¹といいます。

この人件費は、扶助費、公債費とともに義務的経費であり、多くが経常的経費であることから、この比率が大きいと財政運営の硬直化につながると言われています。

また、人件費は定年退職者数によって年度間で増減する傾向があり、人件費比率もほぼ連動して変化します。

イ 人件費比率の推移(【図 - 8】)

行財政改革に取り組む中で、民間委託化、事務事業の見直しや再任用職員・嘱託職員の活用による職員定数の見直しを進めています。

普通会計の一般職員数を比較すると、平成7年度(平成8年4月1日現在)が1,236人、平成17年度(平成18年4月1日現在)が985人となり、この10年間で251人の減となっています。

こうした見直しに加え、平成12年度に職務給制度を導入したことや、各種手当の見直しを進めたことにより、退職金を除いた職員人件費は年々減少しており、人件費の抑制が図られています。

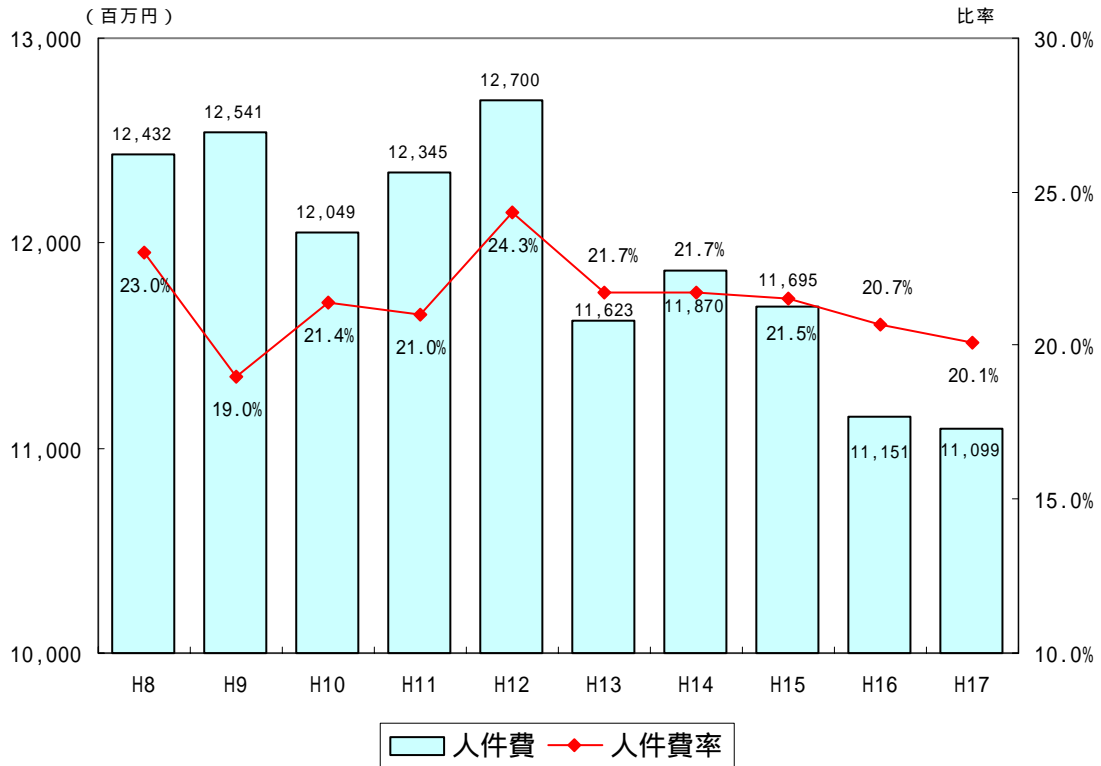
ウ 平成17年度の人件費比率 <20.1% 前年度比 0.6ポイント>

平成18年4月1日現在の一般職員数は、前年度と比較すると、14人の減となっています。引き続き職員定数の削減を行ったことや、職員互助会交付金の見直しなどの結果、人件費比率は20.1%と前年度比0.6ポイント減となりました。

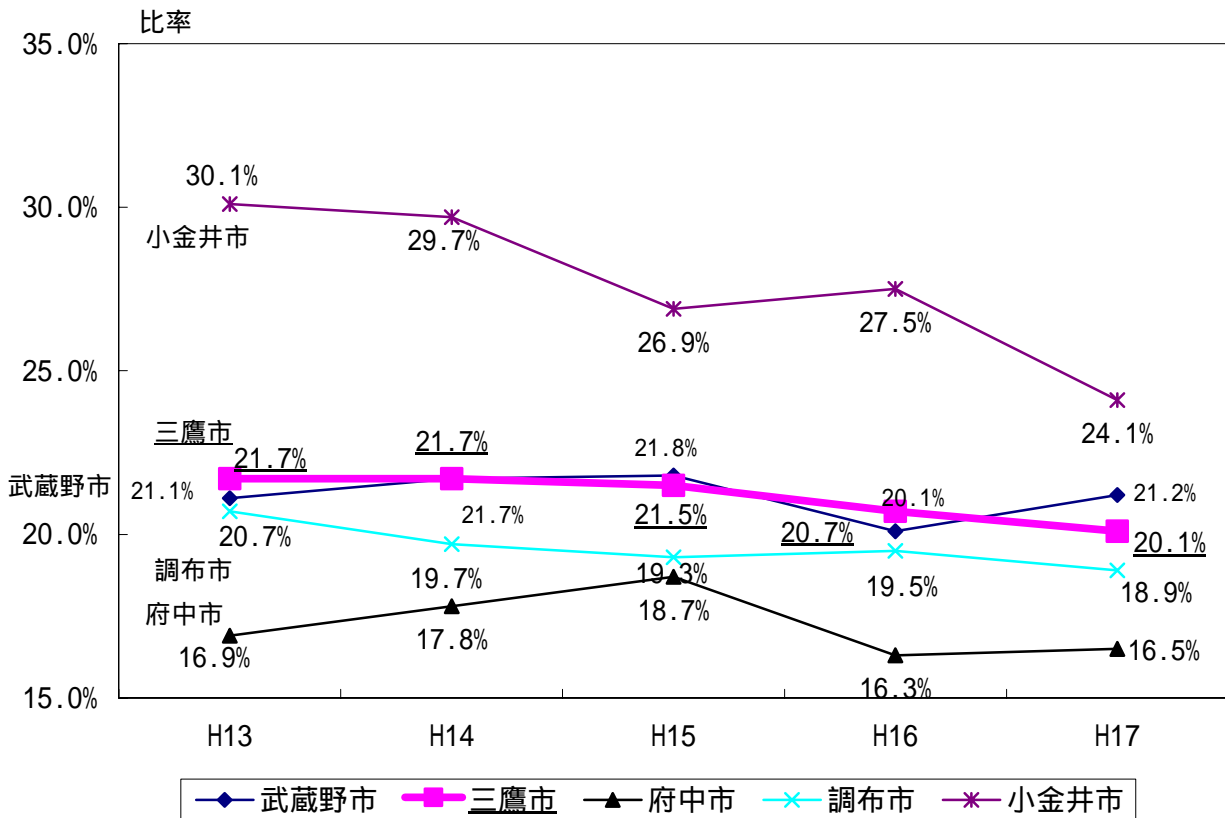
¹¹ 算出方法

$$\text{人件費比率(％)} = \frac{\text{人件費}}{\text{歳出決算額}} \times 100$$

【図 - 8】三鷹市人件費比率の推移



【図 - 9】近隣市人件費比率の比較



6 財政比較分析

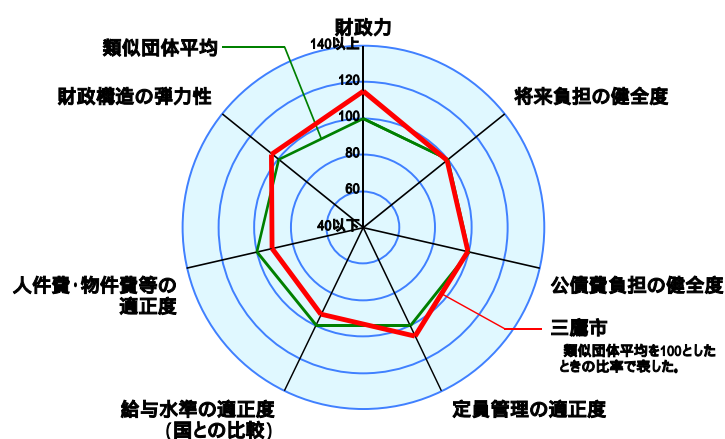
総務省は、各地方公共団体が住民等の理解と協力を得ながら財政の健全化を推進していくために、他団体と比較可能な指標をもって情報を開示することができるよう、「財政比較分析表」の様式を定め、平成 16 年度決算から類似団体間で主要財政指標の比較分析を行うこととし、各団体がこれを作成・公表することとしました。

また、それぞれの指標に「分析欄」を設けて、これまでの経緯や個別の事情、改善の方向性を記述することによって、それらの情報を理解しやすくする工夫を行っています。平成 17 年度決算から、類似団体行政権能の相違を踏まえつつ、人口及び産業構造により全国の市町村を 35 の類型に変更（本市は、市町村類型「 - 3」に属しています。）するとともに、三鷹市などの主張を採用して、地方交付税の交付・不交付にかかわらず、類似団体平均の算出の対象とする改善が図られました。

また、より身近な分析を行うため、都内 26 市の財政比較分析表を三鷹市独自に作成しましたので、あわせて公表します。

なお、各団体の分析表は、ホームページで見ることができます。¹²

【図 - 10】三鷹市財政比較分析表（平成 17 年度決算）



三鷹市	
人口	171,261 人(H18.3.31 現在)
面積	16.50 km ²
歳入総額	56,811,438 千円
歳出総額	55,228,586 千円
実質収支	1,036,765 千円

類似団体とは、人口および産業構造等により全国の市町村を35のグループに分類した結果、当該団体と同じグループに属する団体を言う。

市町村類型「 - 3」に該当する 29 団体

(北海道小樽市)	千葉県市川市	千葉県八千代市	東京都町田市	京都府宇治市
北海道釧路市	千葉県松戸市	東京都八王子市	東京都小平市	大阪府和泉市
北海道苫小牧市	千葉県佐倉市	東京都立川市	東京都日野市	(兵庫県西宮市)
埼玉県春日部市	千葉県習志野市	東京都三鷹市	東京都西東京市	兵庫県川西市
埼玉県狭山市	千葉県柏市	東京都府中市	神奈川県鎌倉市	沖縄県那覇市
埼玉県上尾市	千葉県流山市	東京都調布市	神奈川県藤沢市	

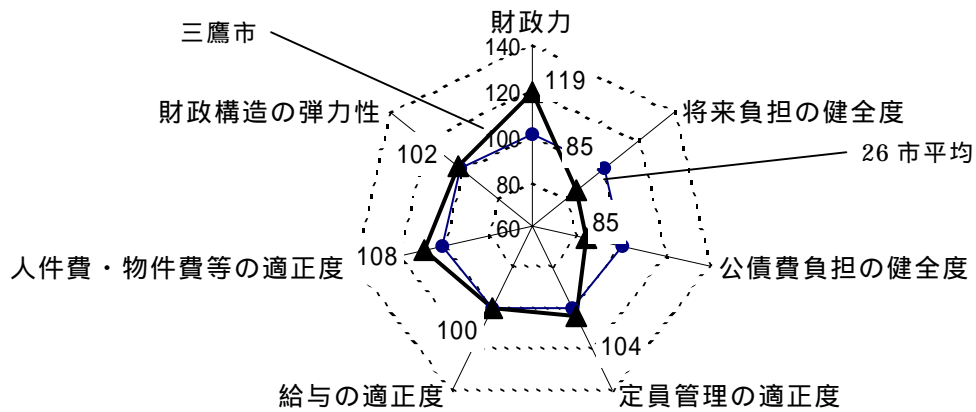
() 内は選定団体以外の団体

¹² 三鷹市分（三鷹市ホームページ）

<http://www.city.mitaka.tokyo.jp/a014/p002/t00200050.html>

三鷹市のホームページから、東京都や総務省にアクセスが可能です。

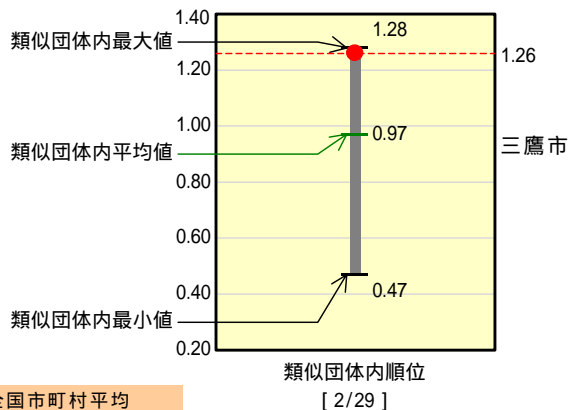
【図 - 10~2】都内 26 市平均を 100 とした場合の三鷹市の財政分析比較表



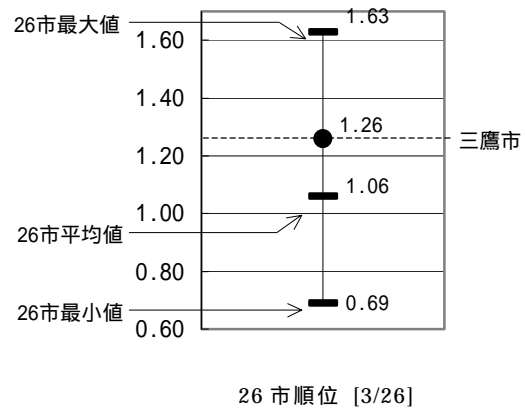
以下、各指標では左図が類似団体比較、右図が都内 26 市比較です。

財政力

財政力指数【1.26】



全国市町村平均	0.52
東京都市町村平均	0.81



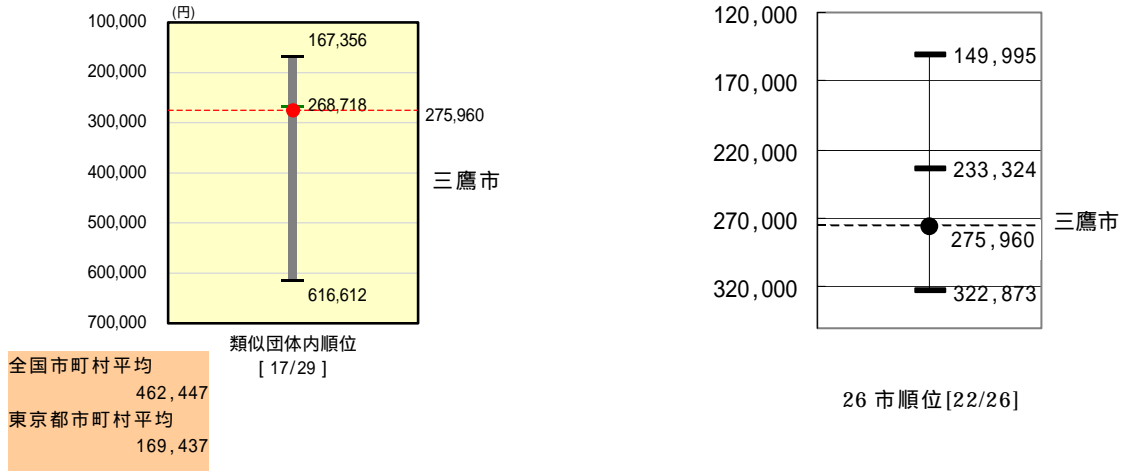
財政力指数

市の歳入構造が、市税中心であり、安定した収入に支えられていることから、昭和 52 年度以降「1」以上で推移しています。近年の傾向として、バブル経済の崩壊に伴う市税収入の低迷などにより、指数は下降傾向となったものの、平成 14 年度以降は再び上昇傾向にあります。今後も安定的な財政構造の維持に努めていきます。

なお、都内 26 市の中では、3 番目と上位に位置しています。

将来負担の健全度

人口 1 人当たり地方債現在高【275,960 円】



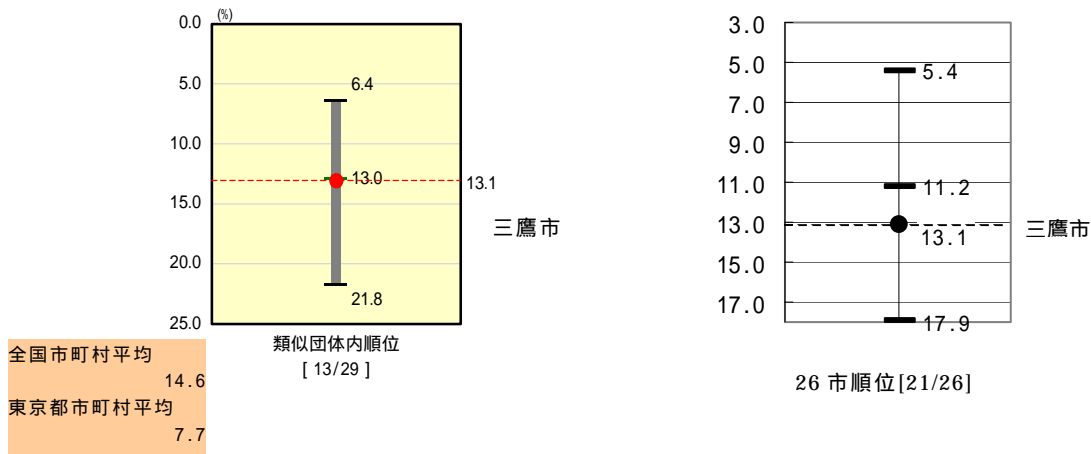
人口 1 人当たり地方債現在高

平成 6 年度から 11 年度にかけて、大規模な建設事業に取り組み市債の活用を図ったことから、地方債現在高が増加しました。しかし、その後の発行を抑制したことなどから、地方債現在高は減少傾向にあります。今後も後年度負担に配慮した市債の発行に努めていきます。

なお、都内 26 市では 22 番目に位置しています。

公債費負担の健全度

実質公債費比率【13.1%】



公債費負担の健全度

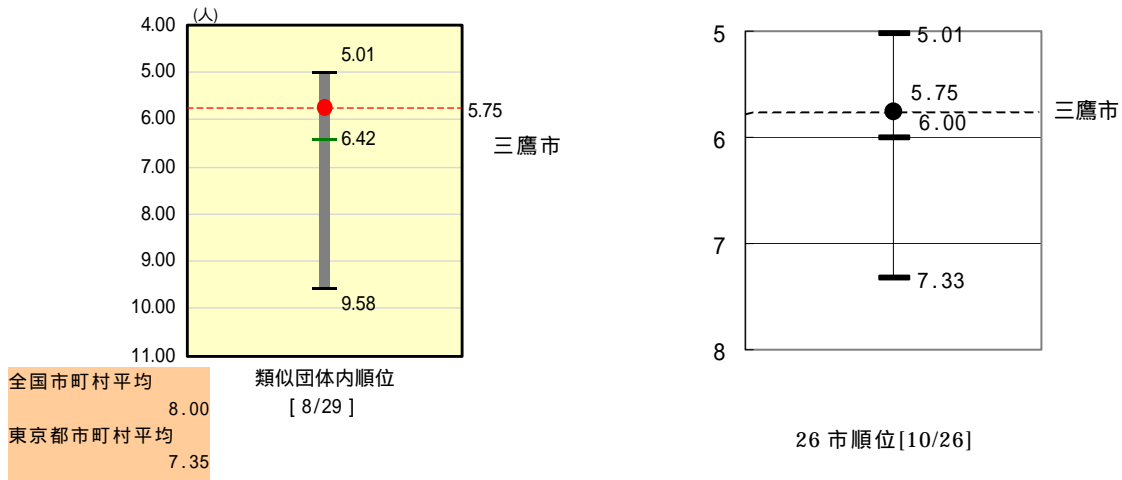
昨年度は公債費比率により比較していましたが、今年度より、実質公債費比率を用いています。

市債借入の抑制や低利債への借換、高金利債の繰上償還などを実施してきたことから、ほぼ類似団体平均の水準を維持していますが、今後もバランスに配慮した市債の発行を図り、財政構造の健全性を維持していきます。

なお、都内 26 市では 21 番目に位置しています。

定員管理の適正度

人口 1,000 人当たり職員数【5.75 人】



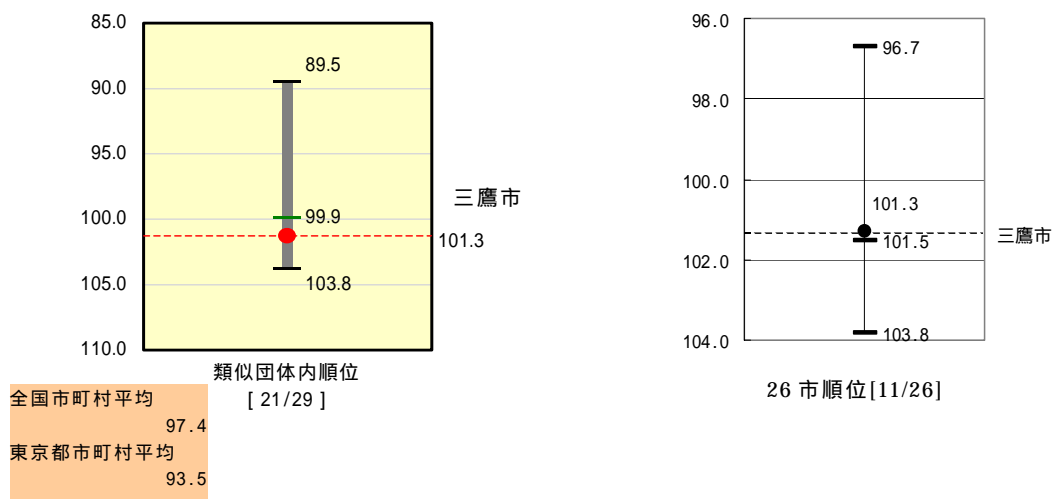
人口 1,000 人当たり職員数

三鷹市行財政システム改革実施方策（平成 12 年度策定）等に基づき、平成 17 年度当初までの 5 年間で 140 人の職員定数を見直し、職員数は、1,092 人となりました（全会計定数内）。引き続き再任用制度やアウトソーシングの効果的な活用を図り、新地方行革指針（総務省）を踏まえ、平成 17 年 4 月 1 日から平成 22 年 4 月 1 日までに 70 人の職員定数の見直しを実施していきます。

なお、都内 26 市では 10 番目であり、行財政改革の取り組み結果が表われています。

給与の適正度

ラスパイレス指数【101.3】



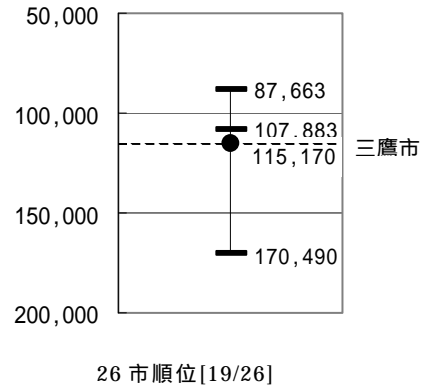
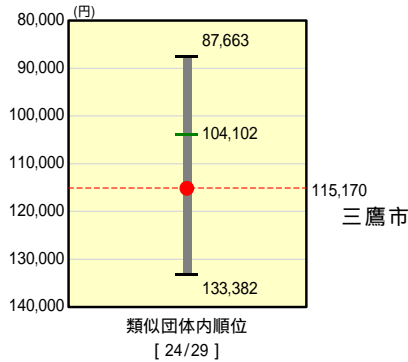
ラスパイレス指数

より職務の困難度や責任の度合に応じた給与制度に平成 12 年度から移行して以降、ラスパイレス指数は 5.2 ポイント低下しました。平成 17 年度においては、いわゆる枠外昇給の廃止や特殊勤務手当の大幅な見直しを実施し、さらなる給与の適正化に努めているところです。今後とも、国における給与構造改革への対応を含め、地方分権時代にふさわしい給与制度の確立に向けて見直しを行っていきます。

なお、都内 26 市では 11 番目となっており、行財政改革の効果が表われてきています。

人件費・物件費等の適正度

人口 1 人当たり人件費・物件費等の決算額【115,170 円】



人件費、物件費及び維持補修費の合計である。ただし人件費には事業費支弁人件費を含み、退職金は含まない

全国市町村平均	121,478
東京都市町村平均	122,697

人口 1 人当たり人件費・物件費等決算額

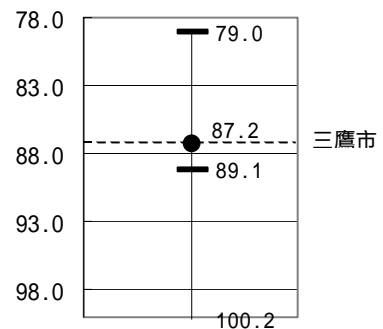
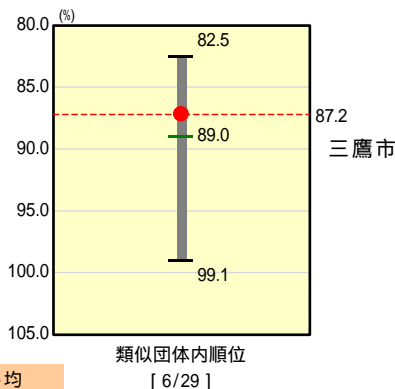
今年度より行政運営の基本的なコストを量るために、新たに追加された指標です。

類似団体平均を上回っていますが、これは他市に比べて、公設の保育所が多いことや、ごみの分別収集を行っていることなどのほか、都市事情による行政ニーズに対応しているためです。人件費については、平成 13 年度から 17 年度当初に職員 140 人の削減を実施し、また物件費等については、平成 6 年度から 17 年度までは 2～10%のマイナスシーリングを実施し、平成 17 年度から創造的予算編成方式を導入して経費抑制を行っています。今後も経費節減に向けた取り組みに努めます。

なお、都内 26 市では 19 番目に位置しています。

財政構造の弾力性

経常収支比率【87.2%】



全国市町村平均	90.2
東京都市町村平均	89.1

経常収支比率

市税収入が低迷するとともに、生活保護費などの扶助費が増嵩する中で、人件費の削減や事業の民営化・委託化（公立保育園の民営化、ごみ収集業務の民間委託化）などの行財政改革を推進していることから、過去 10 年間は概ね 80% 台を維持しています。今後も「三

鷹市行財政改革アクションプラン 2010」で定めている数値目標「概ね 80% 台の維持」に努めていきます。

なお、都内 26 市では 5 番目に位置し、安定した財政状況といえます。

7 財政状況等一覧表

財政状況等一覧表とは、これまで公表していた普通会計に加え企業会計などの特別会計の状況や第三セクター等の経営状況及び財政援助の状況も含めた財政状況を一覧にしたもので、地方公共団体の総合的な財政状況を公表するものです。

財政状況等一覧表（17年度）

1 一般会計及び特別会計の財政状況（主として普通会計に係るもの）

(百万円)

	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債現在高	他会計からの繰入金	備考
一般会計	56,059	54,497	1,562	1,323	44,353	227	基金から456百万円繰入
再開発会計	1,822	1,801	21	17	3,949	540	
普通会計	56,811	55,229	1,583	1,037	47,261	280	基金から456百万円繰入

2 1以外の特別会計の財政状況（公営事業会計に係るもの）

(百万円)

	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	不良債務 (実質収支)	地方債現在高	他会計からの繰入金	備考
国民健康保険事業特別会計 (事業助定)	13,416	13,393	23	18	-	2,673	
下水道事業会計 (公共下水道事業)	4,344	4,342	25	25	8,991	955	
老人保健医療 特別会計	12,806	12,709	97	97	-	942	
介護保険事業 特別会計	7,657	7,532	125	123	-	1,180	基金から136百万円繰入
介護サービス 事業特別会計	1,200	1,198	24	24	1,632	404	

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。

2. 不良債務が～百万円となるときは、「～」と表記している。

3 関係する一部事務組合等の財政状況

(百万円, %)

	歳入 (総収益)	歳出 (総費用)	形式収支 (純損益)	実質収支 (不良債務)	地方債現在高	当該団体の 負担割合	備考
ふじみ衛生組合	1,093	1,040	53	53	753	51.2	
東京都三多摩地域 廃棄物広域処分組合	14,634	12,845	1,789	1,130	29,327	3.3	
東京市町村総合事務組合 (普通会計)	1,111	1,048	63	63	-	2.6	
東京市町村総合事務組合 (交通災害共済事業特別会計)	591	487	104	104	-	-	
東京都市収益事業組合	8,629	9,638	1,009	1,009	-	-	

4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(百万円)

	経常損益 (千円)	資本又は 正味財産 (千円)	当該団体か らの出資金 (千円)	当該団体か らの補助金 (千円)	当該団体か らの貸付金 (千円)	当該団体から の債務保証に 係る債務残高	当該団体から の損失補償に 係る債務残高	備考
財団法人三鷹市勤労者福祉 サービスセンター	104	351,897	300,000	50,156	0	-	-	
財団法人三鷹市芸術文化振興 財団	23,053	585,579	500,000	319,747	0	-	-	
財団法人三鷹国際交流協会	5,000	516,000	500,000	43,305	0	-	-	
株式会社まちづくり三鷹	14,655	361,418	284,900	1,422	0	-	350	
三鷹市土地開発公社	0	9,000	5,000	31,580	0	12,782	-	生活再建救済制 度特別会計分2,797 百万円含む

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を記入している。

5 財政指数

財政力指数	1.259	実質収支比率	2.9
実質公債費比率	13.1	経常収支比率	87.2

(注) 実質公債費比率は、平成18年度の起債協議等手続きにおいて用いる平成15年度から平成17年度の3カ年平均である。

8 財務諸表

近年の長期的な不況の下で国・地方を問わず厳しい財政状況が続き、地方債等の長期債務が増大する中で、現金の動きを中心とした現行財務会計制度の問題点として、資産という概念が希薄で、負債と資産のバランスなども見えにくい点が指摘されるようになり、こうした不備を補完する資料として、バランスシートなどの企業会計の手法の活用が注目されるようになりました。

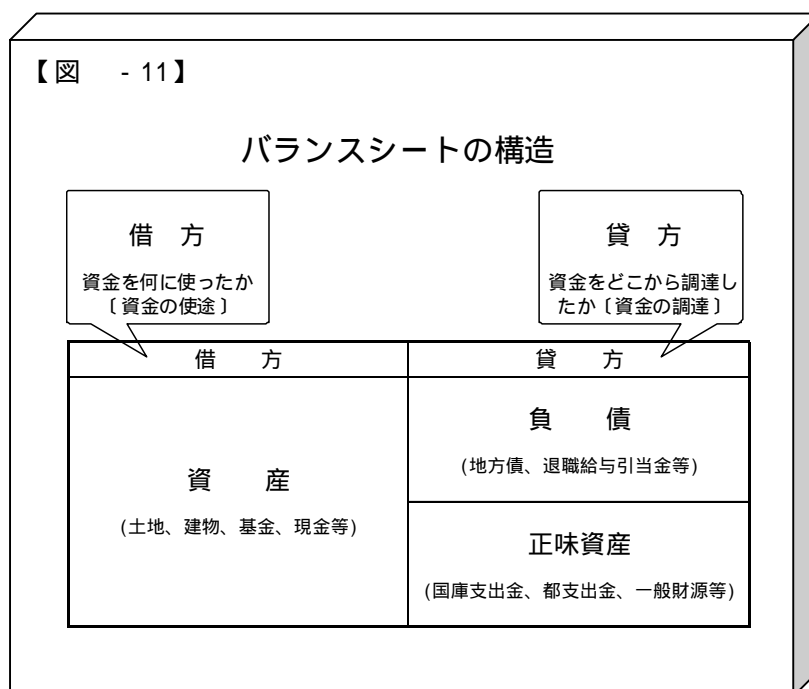
三鷹市においても、総務省の基準によるバランスシート、行政コスト計算書及び連結バランスシート、キャッシュ・フロー計算書などの財務諸表を作成・公表しています。

三鷹市の財務諸表（平成17年度）については、その詳細版を別冊資料編に掲載しています。

(1) バランスシート

ア バランスシートとは

バランスシート(貸借対照表)とは、一定の時点において保有するすべての資産、負債等のストックの状況を総括的に表示した報告書です。バランスシートでは、下記の図のように、借方(左側)には資産、貸方(右側)には負債と正味資産が表示され、 $資産 = 負債 + 正味資産$ という関係にあります。負債と正味資産は、行政活動に必要な資金がどこからきたか(資金の調達)を、資産はその調達した資金を何に使ったか(資金の用途)を表わしています。なお、自治体のバランスシートでは民間企業における「資本」という概念がなく、「正味資産」と表現し、これまでの世代がすでに負担した金額を表しています。また、負債は、これからの世代が今後負担していく金額を表わしています。



イ 普通会計・市全体・連結バランスシート

総務省の基準による、普通会計バランスシート及び普通会計に市の全特別会計¹³を加えた市全体バランスシート、土地開発公社などの出資団体¹⁴を加えた連結バランスシートの3種類のバランスシートを作成しました。

従来単年度の決算書では表せなかった、これまでに建設された施設や購入した土地、借入金などの財務情報を、その資金の用途（資産）と資金の調達方法（負債及び正味資産）の両面からとらえた報告書がバランスシートです。

普通会計のバランスシートに4つの特別会計と普通会計から除かれた介護サービス事業勘定を加えたものが市全体バランスシートです。

三鷹市全体で見ると、下水道のインフラ資産の建設に、普通会計以上に地方債を活用した資金調達が行われるため、負債の増加率が資産の増加率を上回っています。

市全体バランスシートに地方自治法上、市が予算の執行に関する調査権等を有する外郭団体（土地開発公社及び市が資本金等の1/2以上を出資している法人、株式会社等）を加えたものが連結バランスシートです。広い意味で市全体の財政状況を表したものとなっています。

連結後の資産は2,529億円で、負債が861億円、正味資産が1,668億円となっています。

普通会計と全体のバランスシートを比較することにより、全体の状況の把握が可能になります。資産の倍率が1.10倍であるのに比べ、負債が1.19倍と資産の増加に比べ、負債の増加率が高いことを示しています。これは、三鷹市が全国に先駆けて整備してきた下水道のインフラ資産が142億4,219万4千円、総資産の6.0%を占めているため、これらのインフラ資産の建設には、普通会計以上に地方債を活用した資金調達が行われ、その結果、負債の増加率が資産の増加率を上回り、これからの世代が負担する比率が、普通会計に比べて高くなることとなります。

連結バランスシートでは、固定負債である地方債のうち、土地開発公社の借入金が99億8,510万9千円で地方債・借入金総額の16.4%を占めています。土地開発公社の借入金の管理は、今後の三鷹市の財政運営を考えるうえで非常に重要な課題となっています。

¹³ 市全体バランスシートにおける特別会計は、国民健康保険事業会計、下水道事業会計、老人医療会計、介護保険事業会計等です。

¹⁴ 連結バランスシートにおける出資団体は、三鷹市土地開発公社、(財)三鷹市芸術文化振興財団、(財)三鷹国際交流協会、(財)三鷹市勤労者福祉サービスセンター、(社福)三鷹市社会福祉事業団、(株)まちづくり三鷹です。

【図 - 12】

バランスシート（普通会計・市全体・連結）〔平成17年度〕
（平成18年3月31日現在）

借 方				貸 方			
	普通会計	市全体	連結		普通会計	市全体	連結
〔資産の部〕				〔負債の部〕			
1. 固定資産				1. 固定負債			
(1) 有形固定資産	2,039.7	2,223.6	2,328.8	(1) 地方債	434.7	535.9	667.0
(うち土地)	(1,412.3)	(1,435.0)	(1,535.0)	(2) 債務負担行為	0.0	0.0	0.0
(2) 無形固定資産	0.0	8.4	8.5	(3) 退職給与引当金	140.3	148.3	148.9
固定資産合計	2,039.7	2,232.0	2,337.3	(4) その他	0.0	0.0	0.5
2. 投資等				固定負債合計	575.0	684.2	816.4
(1) 投資及び出資金	19.4	19.5	3.7	2. 流動負債			
(2) 貸付金	0.1	0.1	0.1	流動負債合計	37.9	43.0	44.8
(3) 基金	64.8	69.4	71.8	負債合計	612.9	727.2	861.2
(4) 基本財産	0.0	0.0	13.1	〔正味資産の部〕			
投資等合計	84.3	89.0	88.7	正味資産合計	1,564.4	1,664.4	1,667.5
3. 流動資産							
(1) 現金・預金	33.0	35.9	38.7				
(2) 未収金	20.3	34.7	35.8				
(3) その他	0.0	0.0	28.2				
流動資産合計	53.3	70.6	102.7				
資産合計	2,177.3	2,391.6	2,528.7	負債・正味資産合計	2,177.3	2,391.6	2,528.7

【図 - 13】

普通会計と市全体・連結バランスシートの数値比較〔平成17年度〕

	(単位：千円)				
	普通会計 A	市全体 B	倍率 B/A	連結 C	倍率 C/A
資 産	217,728,521	239,161,805	1.10倍	252,866,945	1.16倍
負 債	61,286,734	72,715,871	1.19倍	86,116,608	1.41倍
正味資産	156,441,787	166,445,934	1.06倍	166,750,337	1.07倍

(2) 行政コスト計算書

バランスシートが一定時点の資産、負債などの状況を表示する報告書であるのに対し、行政コスト計算書（図 - 14）では、当該年度に実施された資産形成につながらない行政活動（人的サービスや給付サービスなど）にかかる費用（コスト）を表示しています。

特徴的なこととして、バランスシートの有形固定資産の割合が低い民生費は、行政コストの面からみると生活保護費など人的・給付サービスの比重が大きいことから、顕著に高い割合を示しています。

【図 - 14】

行政コスト計算書（普通会計）〔平成17年度〕

[行政コスト] (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日) (単位:億円)

	総額	(構成比)	総務費	民生費	衛生費	土木費	教育費	その他
1 人にかかるコスト	100.8	(21.3%)	26.1	30.9	4.5	7.7	25.7	5.9
2 物にかかるコスト	132.4	(27.9%)	35.6	18.6	29.6	18.9	25.8	3.9
3 移転支出的なコスト	228.3	(48.2%)	12.2	163.8	8.9	11.8	7.0	24.6
4 その他のコスト	12.6	(2.6%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.6
行政コスト a	474.1		73.9	213.3	43.0	38.4	58.5	47.0
(構成比)			(15.6%)	(45.0%)	(9.1%)	(8.1%)	(12.3%)	(9.9%)

[収入項目]

1 使用料・手数料等 b	27.0		6.4	10.2	3.5	3.6	2.3	1.0
2 国庫(都)支出金 c	98.6		6.2	81.7	4.6	2.9	1.8	1.4
3 一般財源 d	381.3							
収入(b+c+d) e	506.9							
4 正味資産国庫(都)支出金償却額 f	5.4							
5 期首一般財源等	1,328.6							
差引(e+f-a)一般財源等増減額	38.2							
6 期末一般財源等	1,366.8							

(3) キャッシュ・フロー計算書

ア キャッシュ・フロー計算書とは

キャッシュ・フローとは資金の増加又は減少を意味し、一会計年度中における資金の流れを表示したものをキャッシュ・フロー計算書とといいます。自治体では、従来からキャッシュ・フローを意識した単式簿記を採用しており、既に「歳入歳出決算書」を作成することで、資金収支の増減を把握していますが、さらにこのキャッシュ・フロー計算書を作成することにより、一定の活動区分(行政活動・投資活動・財務活動)における資金調達の源泉とその用途が明確になり、自治体経営に関する新たな情報を得ることができます。

イ 作成上のルール

対象範囲

バランスシートや行政コスト計算書と同じく、普通会計〔平成17年度決算では、一般会計(介護サービスに係る経費を除く)及び再開発事業特別会計〕を対象として、資金の範囲を歳計現金(一会計年度内における歳入・歳出の純計)、財政調整基金としています。

キャッシュ・フローの活動区分

(ア) 行政活動によるキャッシュ・フロー

行政活動におけるキャッシュ・フローは、経常的に行われる地方公共団体の行

政活動にかかわる資金の流れであり、企業会計での営業活動におけるキャッシュ・フローに相当するものです。

たとえば、収入には税金や使用料及び手数料などが計上され、支出には人件費、委託料や需用費などの物件費、維持補修費などが計上されており、この黒字額が小さい場合には、財政構造が硬直化していると考えられるため、行政活動における支出の削減や収入の確保に努めることが必要になります。

(イ) 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動におけるキャッシュ・フローは、固定資産の取得や処分などの社会資本形成にかかわる資金の流れと、出資や貸付、基金への積立てや他会計への繰出金などの投資にかかわる資金の流れを表しています。

「投資活動によるキャッシュ・フロー」の赤字額を「行政活動によるキャッシュ・フロー」の黒字額の範囲内に抑制することが、健全経営の指標の一つとして考えられます。

(ウ) 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動におけるキャッシュ・フローは、市債の発行による収入と償還金及び支払利子などの支出による資金の流れを表しています。

たとえば、市債の発行額を償還元金及び支払利子などの支出以下に抑制すると、財務活動におけるキャッシュ・フローは赤字になり、後年度負担を軽減することにつながります。一方、大規模な普通建設事業を行うとき、その財源（投資活動によるキャッシュ・フローの財源）として市債の活用を図ると、財務活動におけるキャッシュ・フローは黒字になります。

ウ キャッシュ・フロー計算書の分析

平成 17 年度決算に基づき作成したキャッシュ・フロー計算書では、行政活動によるキャッシュ・フローは 121 億 5,132 万 9 千円の黒字ですが、投資活動によるキャッシュ・フローは 103 億 2,493 万円、財務活動によるキャッシュ・フローは 16 億 8,425 万 5 千円の赤字となっており、これらの収支をあわせた額は 1 億 4,214 万 4 千円の黒字となり、前年度と比較すると 8 億 202 万 7 千円の増となっています。この要因は、主に の投資活動における財産の売却・運用による収入（土地売却収入）や の行政活動における税金（市税）、 の財務活動における地方債の発行による収入がそれぞれ増となったことによるものです。また、この年度の財政調整基金については、積立てのみを行い、とりくずしは行いませんでした。

【図 - 15】

キャッシュ・フロー計算書（普通会計）〔平成17年度〕

（平成17年4月1日～平成18年3月31日）

（単位 千円）

区 分	
行政活動によるキャッシュ・フロー	
1 税収	32,653,605
2 地方譲与税及び交付金収入	5,188,790
3 国庫及び都支出金による収入	9,778,978
4 使用料及び手数料による収入	1,222,523
5 分担金・負担金・寄附金による収入	240,665
6 諸収入	331,729
7 人件費による支出	11,099,020
8 物件費による支出	9,217,204
9 維持補修費による支出	271,416
10 扶助費による支出	10,049,060
11 補助費等による支出	6,628,261
行政活動によるキャッシュ・フロー	12,151,329
投資活動によるキャッシュ・フロー	
1 国庫及び都道府県支出金による収入	986,450
2 財産の売却・運用による収入	929,339
3 貸付金回収による収入	17,752
4 他会計・基金からの繰入による収入	735,356
5 有形固定資産の取得による支出	6,524,839
6 災害復旧による支出	41,721
7 貸付金の貸付による支出	16,500
8 投資及び出資による支出	0
9 基金への積立による支出	257,128
10 他会計・定額運用基金への繰出による支出	6,153,639
投資活動によるキャッシュ・フロー	10,324,930
財務活動によるキャッシュ・フロー	
1 地方債の発行による収入	3,118,200
2 地方債の償還による支出	3,739,227
3 支払利子及び公債諸費による支出	1,063,228
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,684,255
現金及び現金同等物の増減額（～の増減）	142,144
現金及び現金同等物の繰越残高	3,160,400
現金及び現金同等物の年度末残高	3,302,544
	（内訳）
	財政調整基金
	歳計現金
	1,719,692
	1,582,852

9 「三位一体の改革」の影響等

本稿で記述している影響額・想定額などは、平成 19 年 3 月時点におけるものであり、今後、実績などにより、金額が変わる可能性があります。

国と地方を通じた行財政改革の一環として、また、地方分権推進の観点から進められてきた「三位一体の改革」¹⁵は、平成 19 年度における所得税から個人住民税への税源移譲をもって完了しました。

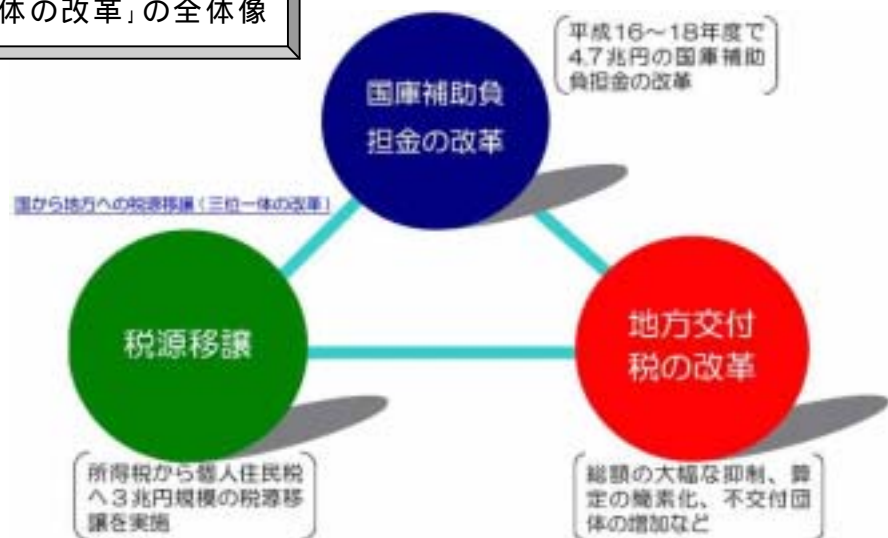
国庫補助負担金の改革、国から地方への税源移譲、地方交付税改革という 3 つの改革を一体的に推進し、地方の自立と責任を確立しようとするこの改革は、

平成 18 年度までに、4 兆円を上回る国庫補助負担金の改革

平成 19 年度において、所得税から住民税へ 3 兆円の税源移譲(平成 18 年度までは、所得譲与税による暫定措置)

平成 16 年度から平成 18 年度までの 3 か年で、5.1 兆円の地方交付税の抑制を実現するものです(図 - 16 参照)。

【図 - 16】「三位一体の改革」の全体像



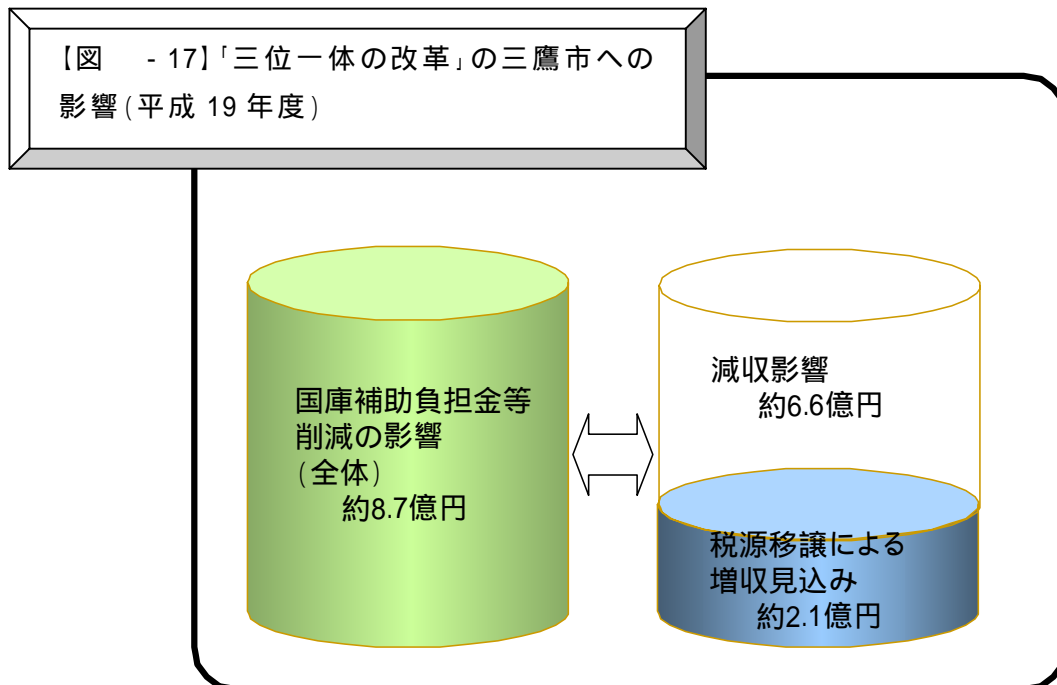
この改革では、国庫補助負担金の改革において、「児童扶養手当」や「児童手当」など国の強い関与を残したまま負担率を引き下げるといふ、分権改革の理念に沿わない内容が多く含まれるものであり、自治体の自由度の拡大という点では不十分なものでしたが、基幹税である所得税から住民税への税源移譲が実現したことは、大きな意義のあるものでした。

¹⁵ 平成 12 年 4 月から施行された「地方分権一括法」による分権改革は、国と地方自治体、都道府県と市町村との対等・協力関係を構築しようとするものでしたが、ここでは国から地方への税財源の移譲という課題については、踏み込むことができませんでした。その後、平成 13 年 6 月の地方分権推進委員会「最終報告」において、今後の第 2 次分権改革では、地方税源の充実とこれに対応する国庫補助負担金、地方交付税等の改革の重要性が指摘され、平成 14 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」で、「三位一体の改革」が政府方針として初めて明示されました。さらに、平成 15 年 6 月の「基本方針 2003」で、平成 18 年度までの具体的な改革の工程が盛り込まれることとなりました。

一方で、この改革が本市の財政運営にもたらす影響は、極めて大きなものとなりました（図 - 17 参照）。平成 16 年度から平成 18 年度まで実施された「三位一体の改革」の影響のうち、「国庫補助負担金の廃止・削減等」の 3 か年の合計額が 8 億 7,233 万円である一方、平成 19 年度に行われる「税源移譲」の見込みが 2 億 1,590 万円であり、差し引きで 6 億 5,643 万円のマイナスと見込まれることとなりました。

この税源移譲は、国税である所得税を減税する一方で、地方税である個人住民税所得割の税率を 10%フラット化¹⁶することにより地方税収の増を図るものであり、税率 10%のうち、都道府県 4%、市町村 6%で配分することとされています。

個人住民税所得割の平均税率¹⁷は、全国の市町村全体では 5.2%（平成 17 年度当初課税）ですが、自治体ごとに大きな開きがあります。本市の平均税率は 5.9%（平成 18 年度当初課税）であることから、この税源移譲による増収額はほとんど見込めず、わずか 2 億 1,000 万円余りにとどまったものです。

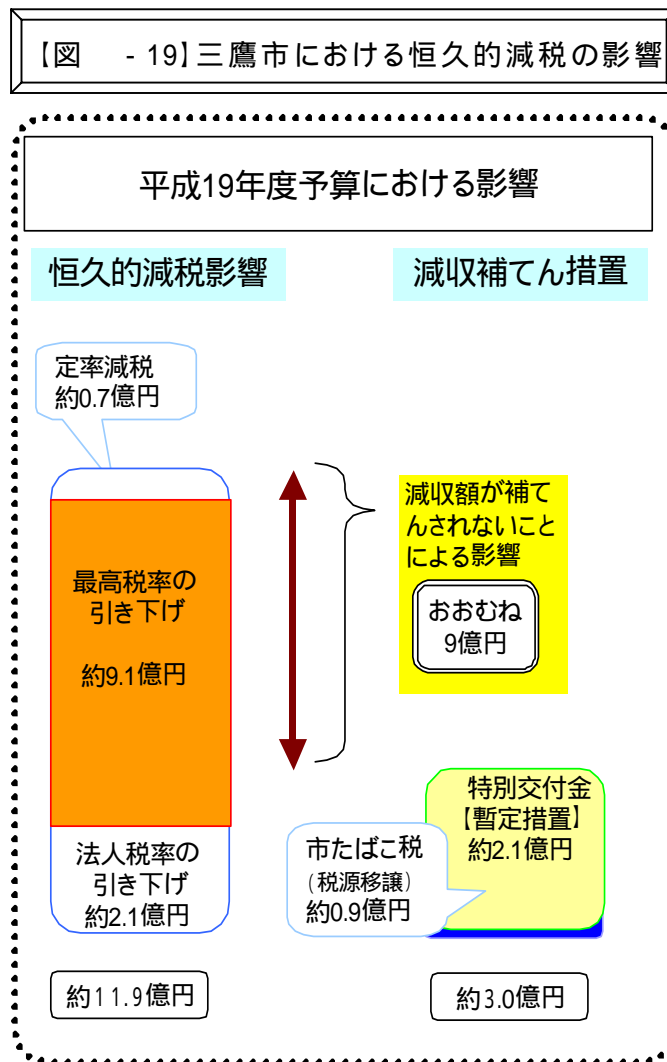


この「三位一体の改革」のほか、平成 11 年度から継続してきた恒久的な減税における定率減税が廃止されることに加え、最高税率の特例措置廃止などが恒久化されます。本市にとって、定率減税の廃止は市税の増収につながりますが、最高税率の特例措置の廃止などが恒久化されることは、平成 11 年度からの減税措置による影響がそのまま減収分として残ることになります。

¹⁶ 従来、個人住民税所得割の税率は、5%、10%、13%の3段階に分けられていましたが、これを一律10%に変更することにより、5%適用部分が増税に、13%適用部分が減税となります。この増税部分と減税部分との差し引きがプラスとなり、これが国から地方への税源移譲となります。なお、住民税を増税する一方で所得税を減税することから、全体としては、納税者の負担に変更は生じないものとされています。

¹⁷ 個人住民税所得割の平均税率は、算出税額を課税標準額で除して算出した率です。ここで、課税標準額とは、所得金額（＝収入金額－必要経費の額）から所得控除額を差し引いた額、算出税額とは、課税標準額に税率を乗じて算出した額です。

従来、恒久的減税に対しては、地方交付税の交付不交付にかかわらず交付される地方特例交付金などにより、一定の財源補てんが行われてきました。しかし、財源補てん措置の一つである市たばこ税の税源移譲は恒久化されましたが、減税補てん特例交付金は廃止されました。これに対し、3年間の暫定措置として「特別交付金」が交付されることとなりましたが、平成19年度はおおむね9億円程度の削減影響が残ることとなりました。なお、暫定措置が廃止される平成22年度以降の影響は、おおむね11億円程度となります（【図 - 19】参照）。



平成18年12月には、地方分権改革を推進するために「地方分権改革推進法」が成立し、今後、国から地方への権限移譲や国と地方との税源配分等の在り方などについて検討を行うこととされています。本市としても、真の地方分権の確立に向けた改革を積極的に推進すべきであるという考え方を採っています。しかし、改革の過程において、多額の財源不足が生じることとなる自治体に対しては、制度的な配慮が求められます。また、地方交付税による調整が行われない不交付団体に対する配慮も必要となります。

本市では、従来から、地方交付税の不交付団体の立場から国等への運動を続けてきておりますが、「三鷹市自治基本条例」で掲げた、基礎自治体である市町村優先の原則を十分に踏まえて、引き続き積極的な運動を行ってまいります。